

都筑区内に普通自転車専用通行帯が新設されました



普通自転車専用通行帯（自転車専用レーン）の利用方法

歩道



車道



重要
自転車は、
自転車専用レーン
(青いレーン)の上を
車と同じ向きに
進行してください

歩道

これで歩行者も安心して
歩道を歩けるね★

裏面の自転車のルール
も確認しましょう!

神奈川県都筑警察署

自転車安全5則



1 自転車は車道が原則 ・歩道は例外



歩道自転車通行可の標識がある歩道以外で歩道を通行出来るのは

- ・13歳以下の子供
- ・70歳以上の高齢者
- ・身体の不自由な方

※その他やむを得ない場合に限り通行可

2 車道は左側を通行

自転車は車両です

右側通行は道路交通法違反！
自転車通行帯や路側帯も必ず左側を通りましょう



3 歩道は歩行者優先です！

歩道自転車通行可の標識がある歩道など、
自転車で歩道を通行する際は



- ◆歩行者優先
- ◆すぐ止まれる速度
- ◆車道寄り

4 安全ルールを守る

自転車の交通ルール

- ・二人乗りや並進はしない
- ・右側を走行（逆送）しない
- ・一時停止等標識を守る
- ・夜間はライトを点灯
- ・傘さしや携帯のながら運転禁止
- ・イヤホンをつけての運転禁止
- ・飲酒運転は禁止



5 子供はヘルメットを着用

保護者の方は、
13歳以下の子どもに
ヘルメットを着用させる
努力義務があります。



ルールを守って
安全に利用しましょう。

自転車の点検すべき箇所



ぶたはしゃべる
ブレーキ・タイヤ・ハンドル
車体(反射板・ライト・サドル等)
ベル

